

## 一般社団法人育みの会平成 29 年度事業計画

一般社団法人育みの会  
代表理事 内藤 陽一

育みの会が設立し、1年が経過しました。1年間の中で活動が認知され支援者も増えつつあります。「継続は力なり」と言われる様に、継続することを念頭に平成 28 年度に引き続き活動を計画してまいります。

今年度におきましては、「つなぐ」をテーマとし、様々な団体や法人との連携を強化し、地域に密着した活動スタイルを貫いてまいります。

昨年度は内閣府の「子供の未来応援事業」への採択をうけ、1年足らずで活動の幅が広がりましたが、これに甘んじることなく事業が継続出来る事が今後の課題であります。

今までの事業の良かった面、悪かった面を踏まえて、一步一步前にいく事が重要であり、1人でも多くの子ども達の支援につなげていく事を皆で考え、平成 29 年度の事業を進めていきます。

### <事業内容>

#### 【こども食堂事業】

- ①ひがしっこ子ども食堂の開催（平成 29 年 4 月以降より、第 2、第 4 土曜日）
- ②ひがしっこ子ども食堂プラスの開催  
拠点となりました、育みの家あさけでの活動となります。（月 2 回開催）
- ③山城地区「四葉こども食堂」の定着化（月 1 回の日曜日開催）
- ④おとな食堂（月 1 回開催）

#### 【こども達の居場所事業】

育みの家あさけにて 3 月 1 日よりスタートする。

対象者・家に帰っても保護者が不在な児童、不登校児、障がいをもった小学生から高校生まで。

ワークショップ等を積極的に行い、こども達の自立出来る様に支援していく。

#### 【児童養護施設への自立支援活動】

今後の施設退所時を踏まえ、食による自立支援活動を行う。現在はひがしっこ子ども食堂へ月 1 回の参加であるが、育みの家あさけを活用し家庭環境に近い状況で活動を行い支援していく。また児童養護施設においては、運営面で苦勞されておりフードパントリー事業と合わせて支援していく。

【フードパントリー育みパントリー事業】

こども食堂の活動で寄付や支援が集まっており、食材のストックも増えつつあり、今後パントリー（食品保管庫）を使い、学校と行政と連携し生活困窮者及び児童養護施設に支援していく。

【S.Aバンク事業】

昨年11月より活動を開始し、現在甲斐市の生活困窮者と甲府市の小学校へ支援を行っております。4月より学校等の年度が移り替わるタイミングで、甲府市内の全小学校を対象に活動の幅を広げていきます。また支援者から集まりにくい文房具（学習ノート等）については、クラウドファンディングを活用し活動資金を調達し、文房具類を購入し対象者へ行き届く様に支援をしていく。

資金計画及び活動予算書

単位：円

収入金額	寄付金収入	220,000
	会員収入	970,000
	助成金繰越	4,000,000
	受取り金	0
	役員資金	536,000
	受取利息	0
	計	5,726,000
事業支出経費	租税公課	71,000
	荷造運賃	12,000
	水道光熱費	460,000
	旅費交通費	0
	車両費	36,000
	リース料	999,216
	通信費	70,000
	広告宣伝費	80,000
	会場費	88,000
	食材費	404,000
	損害保険料	191,960
	支払利息	0
	消耗品費	180,000

福利厚生費	263,494
給料賃金(管理費)	1,839,200
利子割引料	0
地代家賃	1,023,888
印刷製本費	
雑費	7,242
図書費	0
支出合計	5,726,000

平成 29 年度におきましては、事業が継続できる様に会員を募る活動を行います。  
別紙資料参照

#### 定款変更の実施

現在定款については、分かりにくかったり誤解を招きやすい表記となっており、1 年間の活動を通じ、公益性を追求する形へと変更していく。こと (2) の放課後児童クラブの運営については、こども達の居場所作り事業へ変更する。

(変更前)

#### 目的

第 3 条 当法人は、食育を通じて地域の子どもの育成と地域の繋がり、地域の活性化そして子どもの未来を育む事を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画、実施
- (2) 放課後児童クラブの運営
- (3) 地域活性化に関する事業
- (4) 健康、生活、福祉及び介護の相談に関する業務
- (5) 福祉施設の開業支援コンサルティング業務
- (6) 弁当、惣菜等調理食品の製造、販売及び宅配
- (7) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業
- (8) 野菜、フルーツ、食品の生産及び仕入れ販売の事業

- (9) 各種イベント、セミナーの企画、立案、実施
  - (10) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
- (変更後)

第3条 当法人は、食育を通じて地域の子どもの育成と地域の繋がり、地域の活性化そして子どもの未来を育む事を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画、実施
- (2) こども達の居場所作り事業
- (3) 地域活性化に関する事業
- (4) 健康、生活、福祉及び介護、障がい者の相談に関する業務
- (5) 社会教育の推進を図る事業
- (6) 福祉給食、配食に関する事業
- (7) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の基づく特定相談支援事業
- (9) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (10) 各種イベント、セミナーの企画、立案、実施
- (11) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業